

法務省民商第298号

平成24年2月3日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（依命通知）

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号。以下「改正法」という。）、特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号。以下「施行令」という。）及び特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号。以下「施行規則」という。）が本年4月1日から施行されますが、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは改正法による改正後の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「組登令」とあるのは施行令による改正後の組合等登記令（昭和39年政令第29号）を、「法登規則」とあるのは各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）を、「商登規則」とあるのは商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）をいいます。

記

1 特定非営利活動の追加

特定非営利活動の種類（法第2条第1項、別表）として、観光の振興を図る活動（別表第4号）、農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動（別表第5号）及び別表第1号から第19号までに掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の条例で定める活動（別表第2

0号)が追加された。

2 所轄庁の変更

改正法による改正前の特定非営利活動促進法(以下「旧法」という。)においては、特定非営利活動法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の知事とするとされ(旧法第9条第1項)、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人にあっては、内閣総理大臣とするとされていた(同条第2項。以下旧法による所轄庁を「旧所轄庁」という。)

改正法の施行後は、特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長)とするとされた(法第9条。以下法による所轄庁を「新所轄庁」という。)。したがって、改正法の施行後は、特定非営利活動法人の設立の認証(法第10条第1項)、定款の変更の認証(法第25条第3項)等は、新所轄庁である都道府県の知事又は指定都市の長によってされることとなる。

3 社員総会の決議の省略

特定非営利活動法人の理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるもの(施行規則第2条参照)をいう。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすとされ(法第14条の9第1項)、また、社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなすとされた(同条第2項)。

なお、所轄庁から定款の変更の認証を受けようとする場合、所轄庁に定款の変更をしたことを届け出る場合等においては、社員総会の議事録の謄本を提出し、又は添えなければならないとされている(法第25条第4項、第6項等参照)から、これらの場合には、社員総会の議事録の作成が前提とされている。したがって、法第14条の9第1項の規定により特定非営利活動法人の登記すべき事項について社員総会の決議があったものとみなされる場合であっても、当該登記すべき事項に係る登記の申請書には、上記場合に該当

することを証する書面（条例の規定により「社員総会の議事録」などと題する書面となることが考えられる。）を添付しなければならないこととなる。

4 理事の代表権

(1) 理事の代表権の範囲又は制限に関する定めと登記

旧法においては、特定非営利活動法人の理事は、特定非営利活動法人の全ての業務について特定非営利活動法人を代表するとされ、定款をもってその代表権を制限することができるが、理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとされていた（旧法第16条）。このため、旧法下においては、「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」が登記事項とはされておらず（組登令第2条第2項第6号、施行令による改正前の組合等登記令別表特定非営利活動法人の項の登記事項の欄）、法人の内部において代表権を制限された理事が存在する場合であっても、当該理事を含めた理事全員を「代表権を有する者」（組登令第2条第2項第4号）として「理事」の資格で登記しなければならないとされていた（平成10年8月31日付け法務省民四第1605号民事局長通達参照）。

改正法により、旧法第16条第2項の規定が削られるとともに、施行令附則第2条により組合等登記令の一部が改正され、特定非営利活動法人の登記事項として、「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」が追加された（組登令第2条第2項第6号、別表特定非営利活動法人の項の登記事項の欄）。

したがって、改正法の施行後は、定款をもって、その代表権の一部が制限された特定非営利活動法人の理事が存在する場合には、当該理事を登記するほか、当該理事に係る代表権の範囲又は制限に関する定めも登記しなければならない。

また、定款をもって、その代表権の全部が制限された特定非営利活動法人の理事が存在する場合には、当該理事は、「代表権を有する者」に該当しないため、登記することを要しないこととなる（組登令第2条第2項第4号）。例えば、定款をもって、理事の互選等により特定の理事を理事長に選定し、当該理事長のみが法人を代表することとしている場合には、当該特定の理事のみを「理事」の資格で登記し、その他の理事は、登記することを要しないこととなる（社会福祉法（昭和26年法律第45号）にお

ける社会福祉法人の理事に関する取扱い（昭和39年7月7日付け民事甲第2436号民事局長回答参照）と同様の取扱いとなる。）。

(2) 登記手続

ア 理事の登記

(7) 選定された特定の理事のみが法人を代表する旨の定款の定めがあり、現に代表権を有する理事を選定している場合

a 設立の登記の添付書面

設立の登記の申請書に添付すべき「代表すべき者の資格を証する書面」（組登令第16条第2項）には、次の書面が該当する。

(a) 定款（法第11条第2項の規定により、定款には、設立当初の理事の定めがある。）

(b) 定款所定の方法によって特定の理事が代表権を有する理事に選定されたことを証する書面（定款に設立当初の代表権を有する理事に関する定めがある場合を除く。）

(c) 当該特定の理事が理事に就任することについての就任承諾書

(d) 当該特定の理事が代表権を有する理事に就任することについての就任承諾書（定款に理事の互選又は理事会の決議により代表権を有する理事を選定する旨の定めがある場合に限る。）

b 理事の変更の登記の添付書面

理事の変更の登記の申請書に添付すべき「（登記）事項の変更を証する書面」（組登令第17条第1項）には、次の書面が該当する。

(a) 理事の退任を証する書面

(b) 理事に就任したことを証する書面

i 定款

ii 定款所定の方法によって理事に選任されたことを証する書面

iii 理事に就任することについての就任承諾書

(c) 理事が代表権を有する理事に就任したことを証する書面

i 定款

ii 定款所定の方法によって代表権を有する理事に選定されたことを証する書面

iii 代表権を有する理事に就任することについての就任承諾書（定款に理事の互選又は理事会の決議により代表権を有する理

事を選定する旨の定めがある場合に限る。)

なお、iiの書面が理事の互選を証する書面、理事会の議事録等である場合には、当該書面に押印した印鑑と変更前の理事が登記所に提出している印鑑とが同一であるときを除き、理事の変更の登記の申請書に当該書面の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない(法登規則第5条において準用する商登規則第61条第4項)。

c 登記記録例

登記記録例は、別紙記録例1によるものとする。

(イ) 理事の代表権の範囲又は制限に関する定款の定めがある場合((ア)の場合を除く。)

a 設立の登記の添付書面

設立の登記の申請書に添付すべき「(登記)事項を証する書面」(組登令第16条第3項)には、定款が該当する。

b 代表権の範囲又は制限に関する定めの設定の登記の添付書面

定款を変更して新たに理事の代表権の範囲又は制限に関する定めをした場合における当該定めの設定の登記の申請書に添付すべき「(登記)事項の変更を証する書面」(組登令第17条第1項)には、定款の変更に係る社員総会(法第25条第1項)の議事録が該当する。

また、当該申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(a) 定款(法登規則第5条において準用する商登規則第61条第1項)

(b) 定款の変更に係る所轄庁の認証書(法第25条第3項、組登令第25条において準用する商登法第19条)

c 登記記録例

登記記録例は、別紙記録例2によるものとする。

イ 清算人の登記

改正法において、清算人に関する規定は改正されていないため、特定非営利活動法人が解散し、理事が清算人となった場合(法第31条の5本文)には、清算人各自が特定非営利活動法人を代表することとなる。この場合の清算人の登記の申請書には、登記された理事であった清算人

については、「(登記) 事項の変更を証する書面」(組登令第 17 条第 1 項)として、清算人の就任を証する書面を添付する必要はないが、代表権の全部が制限されていた理事については、「(登記) 事項の変更を証する書面」(組登令第 17 条第 1 項)として、その者が解散当時の理事であったことを証する書面を添付しなければならない。

5 定款変更の際の届出事項の拡大

旧法においては、特定非営利活動法人の定款の変更のうち、所轄庁の変更を伴わない主たる事務所及びその他の事務所の所在地の変更、資産に関する事項の変更及び公告の方法の変更については、所轄庁の認証を要しないとされていた(旧法第 25 条第 3 項)。

改正法により、次に掲げる事項を変更する定款の変更についても、所轄庁の認証を要しないとされた(法第 25 条第 3 項)。

- (1) 役員の数に係る役員に関する事項(法第 11 条第 1 項第 6 号)
- (2) 会計に関する事項(同項第 9 号)
- (3) 事業年度(同項第 10 号)
- (4) 残余財産の帰属すべき者に係るものを除く、解散に関する事項(同項第 12 号)

なお、特定非営利活動法人が所轄庁の認証を要しない定款の変更をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更の決議をした社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならず(法第 25 条第 6 項)、また、特定非営利活動法人が定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならないとされた(同条第 7 項)。

6 認証後未登記の団体に係る認証の取消し

(1) 設立の認証の取消し

設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から 6 月を経過しても設立の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができるとされた(法第 13 条第 3 項)。

(2) 合併の認証の取消し

合併の認証を受けた特定非営利活動法人が合併の認証があった日から 6 月を経過しても合併の登記をしないときは、所轄庁は、合併の認証を取り

消すことができる」とされた（法第39条第2項において準用する法第13条第3項）。

7 認定制度及び仮認定制度の導入

(1) 認定制度

特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる」とされた（法第44条第1項）。この認定を受けた特定非営利活動法人は、認定特定非営利活動法人と称され（法第2条第3項）、認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされた（法第50条第1項）。

なお、認定特定非営利活動法人がその名称中に「認定特定非営利活動法人」という文字を用いることは、可能である。

おって、名称中に「認定特定非営利活動法人」という文字を用いることとする特定非営利活動法人の名称の変更の登記の申請書には、法第44条第1項の認定を受けたことを証する書面（認定の通知（法第49条第1項参照）等）を添付することを要せず、「（登記）事項の変更を証する書面」（組登令第17条第1項）である名称の変更に係る定款の変更を決議した社員総会の議事録、定款（法登規則第5条において準用する商登規則第61条第1項）及び定款の変更に係る所轄庁の認証書（法第25条第3項、組登令第25条において準用する商登法第19条）を添付すれば足りる。

(2) 仮認定制度

特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができる」とされた（法第58条第1項）。この仮認定を受けた特定非営利活動法人は、仮認定特定非営利活動法人と称され（法第2条第4項）、仮認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされた（法第62条において準用する法第50条第1項）。

なお、仮認定特定非営利活動法人がその名称中に「仮認定特定非営利活動法人」という文字を用いることは、可能である。

おって、名称中に「仮認定特定非営利活動法人」という文字を用いることとする特定非営利活動法人の名称の変更の登記の添付書面については、(1)と同様であり、法第58条第1項の仮認定を受けたことを証する書面（仮認定の通知（法第62条において準用する法第49条第1項参照）等）を添付することを要しない。

8 施行令の施行の際現に存する特定非営利活動法人に関する経過措置

(1) 代表権の範囲又は制限に関する定めに関する事項の登記

施行令の施行の際現に代表権の範囲又は制限に関する定めがある特定非営利活動法人は、(3)の場合を除き、施行令の施行の日（平成24年4月1日）から6月以内に、当該定めに関する事項の登記をしなければならないとされた（施行令附則第3条第1項）。したがって、定款に代表権の範囲又は制限に関する定めがある特定非営利活動法人は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める登記をしなければならない。

なお、代表権を有する理事に選定された理事及び代表権を制限されていない理事については、何らの変更の登記をすることを要しない。

ア 選定された特定の理事のみが法人を代表する旨の定款の定めがあり、現に代表権を有する理事を選定している場合 代表権を有する理事に選定された理事以外の理事についての代表権喪失による変更の登記

イ 理事の代表権の範囲又は制限に関する定款の定めがある場合 定款の定めにより代表権の一部が制限された理事についての代表権の範囲又は制限に関する定め

(2) 添付書面

ア (1)アに定める登記

(1)アに定める登記の申請書に添付すべき「(登記) 事項の変更を証する書面」（組登令第17条第1項）には、次の書面が該当する。

(ア) 定款

(イ) 定款所定の方法によって代表権を有する理事が選定されたことを証する書面（定款に設立当初の代表権を有する理事（任期中であるものに限る。）に関する定めがある場合を除く。）

(ウ) 代表権を有する理事に就任することについての就任承諾書（定款に理事の互選又は理事会の決議により代表権を有する理事を選定する旨の定めがある場合に限る。）

なお、(イ)の書面については、法登規則第5条において準用する商登規則第61条第4項の規定の適用はなく、当該書面の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付することを要しない。

イ (1)イに定める登記

(1)イに定める登記の申請書に添付すべき「(登記)事項の変更を証する書面」(組登令第17条第1項)には、定款が該当する。

(3) 他の登記との同時申請

(1)の特定非営利活動法人は、(1)ア又はイに定める登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、(1)ア又はイに定める登記をしなければならないとされた(施行令附則第3条第2項)。したがって、(1)ア又はイに定める登記以外の登記の申請があった場合において、当該登記の申請書の添付書面の内容から(1)ア又はイに定める登記を同時にしなければならないことが明らかであるときは、当該登記の申請を却下しなければならない(組登令第25条において準用する商登法第24条第12号)が、当該登記の申請書の添付書面の内容から(1)ア又はイに定める登記を同時にしなければならないことが明らかでないとき(例えば、定款を添付することが求められていない資産の総額の変更の登記の申請があったとき等)は、当該登記の申請をそのまま受理して差し支えない。

(4) 変更前の事項の登記

(1)ア又はイに定める登記をするまでにこれらの事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならないとされた(施行令附則第3条第3項)。したがって、施行令の施行の日以降に代表権を有する理事に選定された理事の変更又は理事の代表権の範囲若しくは制限に関する定めの変更があった場合には、これらの変更の登記と同時に、変更前の事項である(1)ア又はイに定める登記もしなければならない。

(5) 登記記録例

登記記録例は、別紙記録例3によるものとする。

登記原因年月日は、改正法及び施行令の施行日である「平成24年4月1日」と記録し、代表権の全部が制限されている理事の代表権喪失による変更の登記の登記原因は「代表権喪失」と、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めの変更の登記の登記原因は「設定」と記録する。

9 その他の経過措置

(1) 所轄庁の変更に関する経過措置

改正法の施行の日（平成24年4月1日。以下「施行日」という。）前に旧法の規定に基づいて旧所轄庁に対してされた申請等は，新所轄庁に対してされたものとする。とされ，旧所轄庁は，改正法の施行の際，新所轄庁となる都道府県の知事又は指定都市の長に対し，その事務の遂行に支障が生ずることのないよう，旧法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。とされた（改正法附則第2条）。したがって，施行日前に旧所轄庁に対して申請された特定非営利活動法人の認証については，施行日後は，法の規定に基づき，新所轄庁がすることとなる。

(2) 定款の変更に関する経過措置

法第25条第3項及び第4項の規定は施行日以後に定款の変更の認証の申請をする特定非営利活動法人について，同条第6項の規定は施行日以後に定款の変更の届出をする特定非営利活動法人について適用し，施行日前に定款の変更の認証の申請又は届出をした特定非営利活動法人については，なお従前の例によるとされた（改正法附則第5条第1項）。